

○騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(平成13年4月27日青森県告示第316号)

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及び騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

地域の類型	当てはめる地域
A	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市（平成17年3月13日現在におけるむつ市の区域に限る。）の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市（平成17年3月13日現在におけるむつ市の区域に限る。）の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市（平成17年3月13日現在におけるむつ市の区域に限る。）の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域